

改正 令和 5 年 3 月 31 日総代会議決
令和 年 月 日 認 可

松 山 土 地 改 良 区 定 款

坂出市松山土地改良区

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は坂出市松山土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は香川県土改第 129 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域(その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。)とする。

市町村名	町又は大字名	字 名	地 域
坂 出 市	青 海 町	上・中村・向・北山・鎚	一円の田・畑及び雑種地
〃	神 谷 町	中所・新池・奥 第1・第2・第3・第4	〃
〃	高 屋 町	揚北・松井・原・下所 東条・上屋敷・中屋敷 川原・塩口 沖・蚊渕・仲畔	〃
〃	大屋富町	谷・北・中北・中南 川端・須加	一円の田・畑及び雑種地・王越町界まで

(事 業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

1. 綾川及び府中ダムより引水するかんがい施設の維持管理
2. 地域内にある溜池及びこれに伴うかんがい施設の維持管理
3. 三ヶ庄水路外地区内にある用排水路の維持管理
4. 青海井堰外地区内にある井堰及びこれに伴うかんがい施設の維持管理
5. 満の尻樋門外地区内にある樋門の維持管理
6. 神谷農道外地区内にある農道の維持管理
7. 急傾斜地帯の農業振興事業

8. 地域内のかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設又は改良
 9. 前各号の災害復旧工事
 10. 老朽溜池対策事業
 11. 急傾斜地農道対策事業
 12. 地域内の土地の農用地造成事業並びに区画整理事業
 13. 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業
- 2・この土地改良区は前項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
 - 3・この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第 5 条 この土地改良区の事務所は香川県坂出市に置く。

(公告の方法)

- 第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。
- 2・前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は四国新聞に掲載するものとする。

第 2 章 会 議

(総代会)

第 7 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第 8 条 総代の定数は 35 人とする。

(総代の選挙)

第 9 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2・この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第 10 条 総代の任期は、4 年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によつ

て選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2・前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は毎事業年度 1 回 3 月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したとは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 14 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規定の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 16 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第 17 条 第 13 条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 18 条 この土地改良区の役員定数は理事 10 人、監事 3 人とする。

- 2・前項の監事定数のうち、1 人は法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選挙)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選挙する。

- 2・この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長)

第 20 条 理事は理事長 1 人を互選するものとする。

- 2・理事は必要により、副理事長、1 人を互選することができる。
- 3・理事は必要により顧問を置くことができる。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2・副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3・理事はあらかじめ理事の互選により定められた順位に従い、理事長、副理事長、共に欠員のときはその職務を行う。
- 4・顧問は理事会の決議により任命し、本改良区の業務を援助し、理事の諮問に応ずるものとする。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。
ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2・監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 24 条 役員の任期は 4 年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2・前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規程にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 25 条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選

挙区を異動したときはその職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

- 第26条 第4条第1項第1号から第11号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
- 2・第4条第1項第12号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各區別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。
- 3・前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

- 第27条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。
- 第28条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

(賦課徴収の方法)

- 第29条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

- 第30条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。
- 2・前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

- 第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。
- 第32条 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。
- 2・前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の

原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 33 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 34 条 第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 32 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金 5 銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料金 10 円を過怠金として徴収する。

2・前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3・前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定よりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 35 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2・この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3・理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 36 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地つき加入金を徴収する。

2・前項の加入金の額は、10 アール（一反歩）につき金 500 円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 37 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については第 34 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 38 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2・前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 39 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 40 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 41 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

1 この定款は、認可の日（令和 年 月 日）から施行する。

2 土地改良法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 43 号）の経過措置を準用する。